

政令第 号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

第一種電柱 第二種電柱 第三種電柱			占用物件		単位 第一級地 第二級地 第三級地 第四級地 第五級地	所 在 地	占 用 料
			一本に	三、九〇〇			
第一種電柱	一、九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇		
第二種電柱	二、九〇〇	一、二〇〇	八七〇	七三〇	六七〇		
第三種電柱	三、九〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	九九〇	九〇〇		

占用面	年	つき	一個に	線その他の線類	地下に設ける電	類	上空に設ける線	共架電線その他	その他の柱類	年			つき
										長さ一	メートル	ルにつ	
		一、六〇〇		一〇			一七		一七〇	三、七〇〇	二、七〇〇	一、七〇〇	
		七〇〇		四			七		七一	一、六〇〇	一、一〇〇	七一〇	
		四九〇		三			五		五一	一、一〇〇	八一〇	五一〇	
		四二〇		三			四		四三	九四〇	六八〇	四三〇	
		三八〇		二			四		三九	八五〇	六二〇	三九〇	

		法第三 十二条 第一項 第一号 に掲 る工 物	
		地下に設ける変 圧器	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所
積一平 方メー	表示面	年 つき一	一個に つき一
三〇、〇〇		一、四〇〇	三、四〇〇
		六〇〇	一、四〇〇
		四二〇	一、〇〇〇
		三六〇	八五〇
		三三〇	七八〇



第一項	第十二条	法第三	
メートル以上〇・ メートル以上〇・二メ	満のもの ・二メートル未	満のもの 一五メートル未	満のもの ・一メートル未
メートル	長さ一		
	二〇〇	一五〇	一〇〇
	八六	六四	四三
	六一	四五	三〇
	五一	三八	二六
	四七	三五	二三

第二号 に掲げ る物件		ルにつ き一年	
三メートル未満 のもの	外径が〇・三メ ートル以上〇・ 四メートル未満 のもの	外径が〇・四メ ートル以上〇・ 七メートル未満 のもの	外径が〇・七メ ートル以上一メ ートル未満のも
三〇〇	四〇〇	七一〇	一、〇〇〇
一三〇	一七〇	三〇〇	四三〇
九一	一二〇	二一〇	三〇〇
七七	一〇〇	一八〇	二六〇
七〇	九三	一六〇	二三〇

		の	外 径 が 一 メ ー ト ル 以 上 の も の
法 第 二 条 第 二 項 第 五 号 に 規 定 す る 自 動 運 行 装 備	地 下 に 設 け る も の		
長 さ 一			
	一 〇	二、 〇〇〇	
	四	八 六〇	
	三	六 一〇	
	三	五 一〇	
	二	四 七〇	

法第三  
十二條  
第一項  
第三号  
に掲げ  
る施設

自 動 運 行 補 助 施 設

道路の構造	線類	他の	その	導線	する	設置	して	象と	の対	検知	よる	置に
					もの	他の	その					
										き一年	ルにつ	メート
						三四						
						一四						
						一〇						
						九						
						八						



その 他の もの				類 その 他の 柱			又は交通の 状況を表示 する 標示柱			
もの	ける	に設	地下	もの	ける	に設	上空	年	つき一	一本に
年	つき一	トルに	方メー	積一平	占用面	年	つき一	一本に		
	一、〇〇〇				一、七〇〇				二、七〇〇	
	四三〇				七一〇				一、一〇〇	
	三〇〇				五一〇				八一〇	
	二六〇				四三〇				六八〇	
	二三〇				三九〇				六二〇	

法第三十二條第一項第四号に掲げる施設	その他のもの	
	階数が一のもの	階数が二のもの
法第三十二條第一項第四号に掲げる施設	三、四〇〇	三、四〇〇
地下街及び地	一、四〇〇	一、四〇〇
及び地	一、〇〇〇	一、〇〇〇
階数が二のもの	八五〇	八五〇
階数が三以上のもの	七八〇	七八〇
上空に設ける通	一五、〇〇	一五、〇〇

る施設 に掲げ 第六号 第一項 第十二条 法第三			
	るもの	祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け トルに	路 地下に設ける通 路
方メー 積一平 占用面	日 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	三、 四〇〇	九、 〇〇〇
	三〇〇	三、 四〇〇	〇
	四八	一、 四〇〇	二、 四〇〇
	一八	一、 〇〇〇	九 〇〇
	九	八五 〇	四三 〇
	六	七八 〇	二九 〇

								その他のもの			
～ 除く。 ものを である アーチ 看板（											
その他 のもの				一時的 に設け るもの							
表示面	積一平	方メー	トルに	表示面	積一平	方メー	トルに	表示面	積一平	方メー	トルに
			○				三、 〇〇〇				三、 〇〇〇
			四、 八〇〇				四八〇				四八〇
			一、 八〇〇				一八〇				一八〇
			八七〇				八七				八七
			五九〇				五九				五九

第七号  
第七條

旗ざお に設け るもの	一時的 際し、	催しに 他のの	縁日そ 祭礼、	標識	
				年	つき一 一本に
	日	一本に		年	つき一
	つき一				
	三〇〇				二、七〇〇
	四八				一、一〇〇
	一八				八一〇
	九				六八〇
	六				六二〇



作 物	第七條第二号に掲げる工				アーチ		の を 除 く。 )					
	占 用 面	積 一 平	方 メ ー トル に	月	つ き 一	一 基 に	車 道 を	横 断 す	る も の	そ の 他	の も の	そ の 他
		三、 四〇〇		〇	一五、 〇〇	〇	三〇、 〇〇					三、 〇〇〇
		一、 四〇〇		二、 四〇〇		四、 八〇〇						四八〇
		一、 〇〇〇		九 〇〇		一、 八〇〇						一八〇
		八五〇		四三〇		八七〇						八七
		七八〇		二九〇		五九〇						五九

第七條第三号に掲げる施設	第七條第四号に掲げる工事用施設及び同條第五号に掲げる工事用材料	第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同條第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設ける
年 つき一	占用面 積一平 方メー トルに つき一 月	三 四〇	Aに〇・〇
Aに〇・〇三一を乗じて得た額	三、〇〇〇	三四〇	Aに〇・〇 〇八を乗じて得た額
	四八〇	一四〇	Aに〇・〇 〇九を乗じて得た額
	一八〇	一〇〇	Aに〇・〇 一二を乗じて得た額
	八七	八五	Aに〇・〇 一四を乗じて得た額
	五九	七八	Aに〇・〇 一七を乗じて得た額



第七号  
第七條  
第八号  
に掲げ  
る施設

その他のもの	地下（	トンネ	ルの上	の地下	を除く	。に	設ける	もの
	階数が	一のも	の	階数が	二のも	の	階数が	三以上
								のもの
								の
								上空に設けるも
								もの

Aに〇・〇一七を乗じて得た額				
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額				
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額				
Aに〇・〇〇七を乗じて得た額				
Aに〇・〇二五を乗じて得た額				

車場	動車駐	及び自	る施設	に掲げ	第十号	第七号	る施設	に掲げ	第九号	第七号
		その他のもの			建築物		その他のもの			建築物

		年	つき一	トルに	方メー	積一平	占用面			
	て得た額	〇七を乗じ	Aに〇・〇			Aに〇・〇二二を乗じて得た額	て得た額	〇七を乗じ	Aに〇・〇	得た額 一を乗じて
	て得た額	〇九を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	〇九を乗じ	Aに〇・〇	て得た額 一二を乗じ
	て得た額	一一を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	一一を乗じ	Aに〇・〇	て得た額 一五を乗じ
	て得た額	一四を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	一四を乗じ	Aに〇・〇	て得た額 一九を乗じ
	て得た額	一五を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	一五を乗じ	Aに〇・〇	て得た額 二二を乗じ

第七條	器具	第七條第十二号に掲げる	建築物	急仮設	げる応	号に掲	第十一	第七條
			その他のもの	の	上空に設けるもの	路面下に設けるもの	は高架の道路の	トンネルの上又
第七條		トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高						

一を乗じて	Aに〇・〇	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	得た額	Aに〇・〇	一を乗じて
一二を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	Aに〇・〇	一二を乗じ
一五を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	Aに〇・〇	一五を乗じ
一九を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	Aに〇・〇	一九を乗じ
二二を乗じ	Aに〇・〇				て得た額	Aに〇・〇	二二を乗じ

施設	第十三号に掲げる施設			架のものに限る	得た額
	の	上空に設けるもの	設けるもの	て得た額	て得た額
第七条第十四号に掲げる	その他のもの			て得た額	て得た額
		Aに〇・〇二二を乗じて得た額		て得た額	て得た額
		Aに〇・〇三一を乗じて得た額		て得た額	て得た額
		Aに〇・〇三一を乗じて得た額		て得た額	て得た額

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

## 理由

社会経済情勢の変化に鑑み、指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する必要があるからである。